

○整備地区の区域

別紙1

番号	整備地区名	整備地区の区域	うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域 (以下「市街化調整区域」という。)	土地利用の範囲
1	文月・向野地区 (収穫体験型 観光エリア)	市道向野1号線の内始点部から市道向野2号線接続点まで	左記の区域と同じ	道路両側50m(一部除く)
		市道向野3号線全線、市道文月5号線全線	左記の区域と同じ	道路両側50m(一部除く)
		市道向野24号線全線	左記の区域と同じ	道路東側に面した片側50m
		市道文月1号線全線	左記の区域と同じ	道路両側50m(一部除く)
		市道文月7号線全線	左記の区域と同じ	道路両側50m
		市道文月9号線全線	左記の区域と同じ	道路両側50m
		市道文月11号線全線	左記の区域と同じ	道路両側50m
		市道文月1号線、市道文月4号線、市道向野3号線 市道向野1号線、市道向野2号、市道向野24号線	左記の区域と同じ 左記の区域と同じ	左記に囲まれた区域 左記に囲まれた区域
2	本町・村内・清川・ 中野・中野通・押上・ 大工川地区 (北斗桜回廊エリア)	道道上磯峠下線の内市道本町向野線接続点から市道 上磯田園線接続点まで	道道上磯峠下線の内市道本町向野線接続点から市道 上磯田園線接続点までの内市街化区域を除く部分	道路両側50m
		市道本町向野線の内道道大野上磯線から終点部まで	市道本町向野線の内道道大野上磯線から終点部まで の内市街化区域を除く部分	道路両側50m
		市道本町20号線の内始点部から市道本町25号線 接続点まで	左記の区域と同じ	道路両側50m
		市道中央線、市道公園線、市道上磯田園線、二級河川 戸切地川	左記の区域と同じ	左記に囲まれた区域
3	東前・萩野・一本木・ 千代田・清水川地区 (農村交流エリア)	道道大野上磯線の内市道清水川千代田字界線接続部 から久根別橋まで	左記の区域と同じ	道路両側50m
		市道萩野一本木線の内第8新川橋から終点部まで (地番一本木352-4南西端から地番350-3北西端 に接する部分を除く)	左記の区域と同じ	道路両側50m
		市道萩野一本木線の内国道227号線接続部から第8 新川橋まで	左記の区域と同じ	道路北側に面した片側50m
		国道227号線の内市道萩野一本木線接続部から市道 清水川千代田字界線の接続部まで	国道227号線の内市道萩野一本木線接続部から市道 清水川千代田字界線の間で市街化区域となる地点まで	道路南西に面した片側50m (市街化区域内は両側50m)
		市道千代田一本木字界線の内国道227号線接続部から 第6新川橋まで	左記の区域と同じ	道路両側50m
		市道清水川千代田字界線、道道大野上磯線、市道千代 田16号線、市道千代田2号線、新川排水路	左記の区域と同じ	左記に囲まれた区域
市道八軒家通の内、市道清水川千代田字界線接合部から 国道227号線の接合部まで	左記の区域と同じ	道路両側50m		
4	三ツ石地区 (トラビスト 修道院エリア)	南渡島地区広域営農団地農道に隣接する耕作されて いる農用地(三ツ石339-1B、339-6、339-7 339-8、339-9、340-17、340-26、360-B)	該当なし	整備地区区域に表示された 農用地
5	本郷・白川 細入地区 (新函館北斗駅 散策エリア)	市道八軒家通りから道道七飯大野線(676号線)の 接続点まで 市道八軒家通りと道道七飯大野線の接続点から 久根別9号橋(七飯町境)まで	左記の区域と同じ	道路両側50m

(注意) 事業実施者は、沿線利用型・エリア型を問わず市と協議を行い、事業の実施許可を必ず得ること。
土地利用の範囲(施設、駐車場用地の位置)については50m以内とする。実施しようとする地区の状況を考慮し、協議を行う中で市が認めた場合のみ、
範囲を超えて設定することができる。ただし、沿線利用型・エリア型を問わず市の負担が増加するような取組みは原則認めない。